

ハンセン病と人権

国連の場で差別撤廃決議

国連でハンセン病差別撤廃決議を採択

国連人権理事会は、2008（平成20）年6月の第8回理事会において、日本が主提案国（59か国が共同提案国）となって提出した、諮問委員会に研究を命じる「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別の撤廃決議」（ハンセン病差別撤廃決議）を採択しました。

完成したハンセン病差別撤廃のための原則とガイドラインは、その後国連総会に提出され、2010（平成22）年12月の第65回国連総会本会議において全会一致で採択されました。

決議は、各国政府等に対し「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」に十分な考慮をし、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別の問題を解決するよう促しています。

ハンセン病差別撤廃決議

決議の主な内容は、

- ①ハンセン病差別問題は、重大な人権問題であると各国が認識すること
 - ②各国政府がハンセン病に関する差別をなくすための措置を取ることを要請する
 - ③国連人権高等弁務官事務所による、ハンセン病差別問題に関する人権教育・啓発活動の要請
 - ④国連人権高等弁務官事務所に、各国のハンセン病差別問題に関する取組を調査し、情報を収集することなどを要請する
- などです。

「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱

日本政府は、ハンセン病問題に関する検証会議などを通じて明らかにされた過去のハンセン病政策の歴史を踏まえ、日本と世界の回復者を含むハンセン病の人たちに対する偏見や差別を解消する取組を行っています。

2007（平成19）年には、その取組の一環として、かねてよりWHOハンセン病制圧大使であり、ハンセン病人権問題に広い知見をもってその解決に向けて活動してきた（公財）日本財団の笹川陽平会長に、「ハンセン病啓発大使」を委嘱しました。

さらに政府は、2010（平成22）年に採択された「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」を各国で普及促進させていくことが重要であることから、2011（平成23）年に大使の委嘱期間を延長し、引き続き大使と連携し、ハンセン病差別撤廃に向けた取組を行なっていくことを表明しました。

なごみ

第 2 8 2 号

2025年9月1日発行

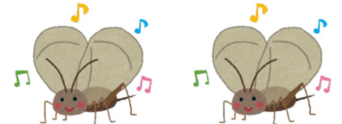
編集・発行

和束町人権啓発課

（人権ふれあいセンター内）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



出典：京都人権啓発推進会議「ハンセン病と人権」パンフレット

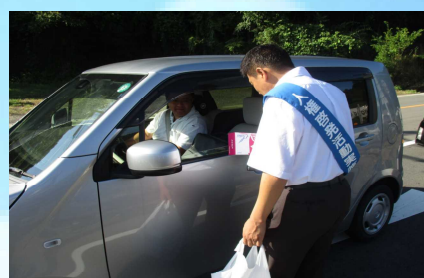


みんなで築こう 人権のまちづくり



7月25日に街頭啓発活動を実施しました

7月25日（金）の午前7時30分から白栖橋交差点付近で街頭啓発を実施しました。この活動は8月の人権強調月間に向けて先駆けておこなわれ、当日は部落解放・人権政策確立要求和東町実行委員会や人権擁護委員さんにご参加いただき、計17人で通勤や通学途中の方々にティッシュなどの啓発物品を配布し、啓発活動にあたりました。ご協力ありがとうございました。



和東町人権教育研究会新会員研修会

7月9日（水）当センターにおいて、今年度小・中学校、保育園へ赴任された先生方を対象に新任研修が行われました。研修講師には部落解放同盟京都府連合会書記長・吉田寿さんをお迎えし、和東町内及び地域内の歴史や現状・課題についてお話しいただきました。参加者は講演を聞き、子どもたちの周りにおける人権問題を学ぶとともに、人権教育が果たす役割の重要性を認識されました。



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

9月の相談日

月日・・・9月26日（金）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

